

令和6年度
市民税・県民税兼国民健康保険税の申告が始まります。

市民税課 ☎861・3328

特設会場で申告を受け付けます。

会場 タイムスビル2階・3階

2〜3時間待ち時間がでる日もあります。
事前予約のうえご来場下さい。**2月1日(木)**より事前予約を受け付けます。

受付期間 **2月16日(金)〜3月15日(金)**



9時〜16時 土日を除く
※3月3日(日)は受付できません
予約や混雑状況確認は左記QRから
申告会場(タイムスビル)には、専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

郵送での申告も可能です。

記入漏れや資料不備のないようご注意ください。

●源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料など)、医療費控除の明細書など必要書類(コピー可)の添付が必要です。
●事業・不動産収入について、帳簿や領収書の添付は不要です。申告書裏面の内訳を記載し、帳簿や領収書は項目別に整理して、所定の期間ご自身で保管する必要があります。

●所得税の還付申告手続きは、那覇市での郵送申告の受付はできません。税務署へお問い合わせください。

●所得税の還付申告手続きは、那覇市での郵送申告の受付はできません。税務署へお問い合わせください。

郵送期限 **※当日消印有効**
2月16日(金)〜3月15日(金)

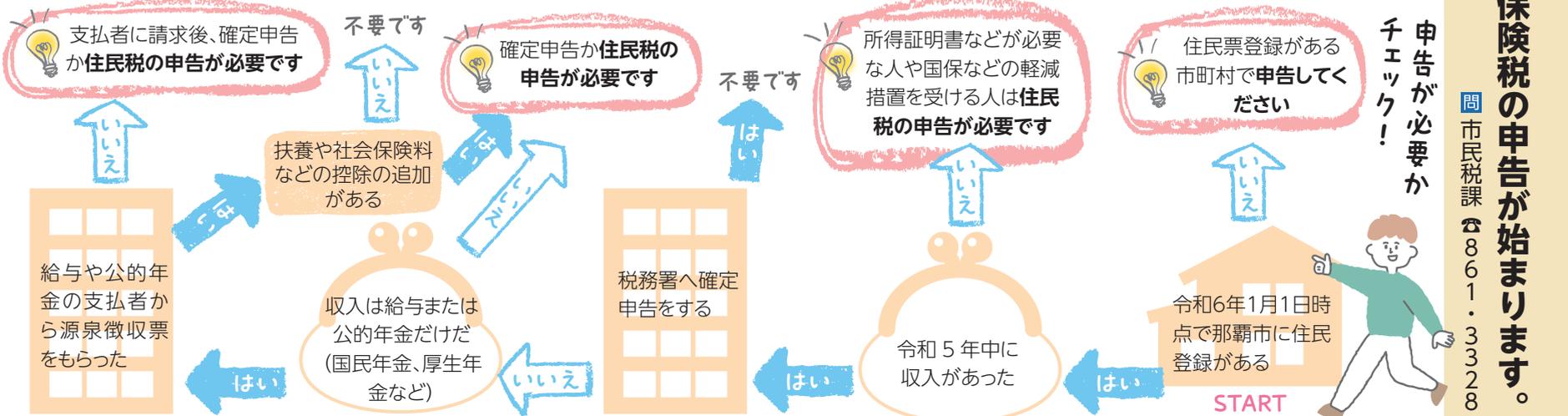
添付書類や送付先など詳細は市HPをご確認ください。



申告受付停止期間

※行政サービスなどを利用予定の方は、期限内申告をお忘れなく!

3月16日(土)〜5月31日(金)は申告受付を停止します。受付は**6月3日(月)**から本庁舎3階38窓口にて再開します。



2/29必着 子育て世帯生活支援特別給付金について

ひとり親世帯

【対象】①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
②家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入になった人

ひとり親世帯以外の世帯

【対象】①令和4年度に「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した人で、令和5年3月以降に児童が出生した人
②平成17年4月2日〜令和6年2月29日生まれの児童(特別児童扶養手当対象児童は平成15年4月2日〜令和6年2月29日生まれ)を養育し、以下のいずれかに該当する人
・令和5年度市町村民税均等割が非課税の人
・令和5年1月以降に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった人

給付には申請手続きが必要です!

詳細是那覇市HP▶▶



子育て応援課 ☎861-6951

ひとり親世帯分(内線2557・2558) その他世帯分(内線2561・2562)

住民税申告とは
1月1日に住民登録がある市区町村に、前年の所得について申告するもの。収入の多少に関わらず、申告が必要です。
申告が無い場合、国民健康保険税等の正しい算定や、所得や課税(非課税)証明書の発行ができません。

確定申告とは
所得税の納付や還付を受けるための申告で、税務署へ行きます。インターネットによるe-TAX(インターネットタックス)が便利です!

副業や株式投資などの利益も所得になります。給料をもらっている本業以外の所得の総額が、確定申告
20万以上で申告が必要です
住民税申告
20万円以下でも申告が必要です
無申告の場合、所得税や住民税を5〜7年間遡って徴収されるほか、数年分の無申告加算税や延滞税を支払うことになります。

要介護・要支援認定を受けている方へ

所得税・住民税が課税されている本人、または本人を扶養している人が所得の申告をする際に、左の証明書を提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合があります。証明書の交付に必要な書類など、詳しくは担当までお問い合わせください。

☎861・1274

●障害者控除対象者認定書
次のすべてを満たす場合に交付
・要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人
・障害者手帳などの交付を受けていない人
・介護認定の内容が税法上の障害者・特別障害者に当てはまる人

●成人用おむつ代の医療費控除証明書
次のすべてを満たす場合に交付
・おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の人
・介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている人

「**相続の相談がしたい。できればいつもの街で**」
そんなあなたへ **お得な情報!** なんでも話せる **相続無料相談会** はじめました

相続無料相談会【要予約】 10:00~16:00

2月3日(土)・10日(土)・17日(土)

住所 那覇市牧志2丁目16番46号
タカラマンションマキシー1(201号)
主催 弁護士法人琉球法律事務所

予約受付時間 平日 9:00~17:30 **ご予約:0120-927-122** 琉球法律事務所 無料相談会